

県営住宅駐車場使用料の設定に関する要綱

(目的)

第1条

この要綱は、神奈川県県営住宅条例第61条第1項に定める県営住宅駐車場使用料の設定に関し、適正な使用料の算定を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(対象駐車場)

第2条

この要綱は、県営住宅に整備する全ての駐車場を対象とする。

ただし、県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）の使用に関する要綱の規定により県が自動車の保管場所として認めた自動車保管場所を除く。

(調査及び使用料の設定)

第3条

駐車場使用料の算定に伴う調査及び使用料の設定については、前回調査から3年を経過する年度に全ての駐車場を対象として行うものとする。

ただし、駐車場を新設した場合は、使用開始前に調査を個別に行い、使用料の設定を行うものとし、次の全駐車場調査及び使用料の設定に当該個別調査の数値を適用することができるものとする。

(調査方法)

第4条

調査の方法は、県営住宅周辺の民間駐車場の料金を調査するために、料金調査（第一調査）及び再調査を指定管理者が行うものとする。

当該料金調査の結果に基づき、さらに詳細な算定金額の確認が必要な場合は、確認調査（第二調査）を住宅営繕事務所が行うものとする。

また、調査は、現地臨場または電話等で行う。

2 料金調査は、各県営住宅駐車場の中心から概ね半径2キロメートル以内の近傍民間駐車場を5箇所を抽出し行うものとする。抽出に当たっては、原則として前回調査の使用料算定に使用した箇所を選定するものとする。前回調査箇所の調査が困難な事情のある場合は、県営住宅駐車場の整備状況、立地条件等が近い箇所に替えることができるものとする。

また、住宅営繕事務所は、再調査の必要がある場合は、指定管理者に再調査の依頼をすることができるものとする。

3 調査は、次の各号に定める項目について調査を行うものとする。

- (1) 設置場所
- (2) 設置規模（台数）
- (3) 整備形状（アスファルト舗装等）
- (4) 管理者名
- (5) 連絡先
- (6) 月額料金

4 指定管理者は、調査結果及び調査地図を添えて、住宅営繕事務所に報告を行うものとする。

5 料金調査の結果、使用料が引上げとなる見込みの県営住宅駐車場について、さらに詳細な算定金額の把握が必要な場合は、適正な算定金額の確認を行うために確認調査を行うことができる。

また、確認調査を行う近傍民間駐車場の選定を行うに当たっては、県営住宅駐車場の整備状況、立地条件等が近似の箇所とする。

なお、近接する県営住宅及び特殊形状の駐車場については、不公平感が生じないように配慮するものとする。

(決定方法等)

第5条

新使用料は、県営住宅駐車場の近傍民間駐車場料金の調査結果を参考にし、決定するものとする。

2 新使用料の決定に際しては、原則として各県営住宅駐車場の民間駐車場料金の単純平均値（100円未満は切り捨て）を用い、現行の県営住宅駐車場使用料と比較し、行うものとする。

3 現行の使用料と調査結果の平均値との間に500円以上の乖離があった場合は、駐車場使用料の値上げを行うこととする。

現行の使用料に比べ調査結果の平均値が下回った場合は、100円単位で駐車場使用料の値下げを行うこととする。

4 新たな県営住宅駐車場使用料が直前の使用料と比べ1,000円以上の乖離がある場合には、利用者の負担を軽減するため措置を行うことができる。

ただし、使用料の値上げ対象の県営住宅駐車場のうち、当該駐車場の使用率が全体の使用率の平均より下回っている場合は、民間駐車場料金との格差を生じないように考慮し、料金設定をすることができる。

(改定通知)

第6条

駐車場使用料の改定を行う県営住宅駐車場の使用者及び自治会に対して、駐車場使用料の改定のお知らせの通知を送付する。

この要綱は、平成22年3月31日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日料金引き上げから施行する。（施行前においても行うことができる。）